

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
○ 県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程 三六
- 県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る介護補償の金額を定める規程の一部を改正する規程 三六
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件二件 三六
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 三六
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 三六
- 保安林の指定施業要件を変更する件 三六
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件四件 三六
- 道路の区域を変更する件 三六
- 海岸保全区域として指定する件の一部を改正する件二件 三六
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 三七

告 示

福島県告示第四百四十九号
 県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成二十七年六月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄
 県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休

業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程
 県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程（平成二年福島県告示第千三百九十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表二十歳未満の項中「四、三〇八円」を「四、四七五円」に、「一三、〇四〇円」を「一三、〇〇五円」に改め、同表二十歳以上二十五歳未満の項中「五、〇二四円」を「五、〇三〇円」に、「一三、〇四〇円」を「一三、〇〇五円」に改め、同表二十五歳以上三十歳未満の項中「五、六一一元」を「五、五八五円」に、「一三、四四七円」を「一三、五七三円」に改め、同表三十歳以上三十五歳未満の項中「六、一〇四円」を「六、〇六九円」に、「一六、二八一元」を「一六、一九二元」に改め、同表三十五歳以上四十歳未満の項中「六、五二四円」を「六、四七五円」に、「一八、八三四円」を「一八、六八〇円」に改め、同表四十歳以上四十五歳未満の項中「六、六〇一元」を「六、七二九円」に、「二一、七八四円」を「二一、四七二円」に改め、同表四十五歳以上五十歳未満の項中「六、七〇八円」を「六、六五四円」に、「二四、五三三元」を「二四、九八四円」に改め、同表五十歳以上五十五歳未満の項中「六、三七五円」を「六、四七四円」に、「二五、三七六円」を「二五、一九一元」に改め、同表五十五歳以上六十歳未満の項中「五、九二二元」を「五、八七八円」に、「二四、一一四円」を「二四、一三九円」に改め、同表六十歳以上六十五歳未満の項中「四、七三三元」を「四、七三一元」に、「一九、一六七円」を「一九、三八五円」に改め、同表六十五歳以上七十歳未満の項中「二五、〇〇一元」を「二五、九九一元」に改め、同表七十歳以上の項中「一三、〇四〇円」を「一三、〇〇五円」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程（本則の表二十五歳以上三十歳未満の項中「一三、四四七円」を「一三、五七三円」に改める部分、同表五十五歳以上六十歳未満の項中「二四、一一四円」を「二四、一三九円」に改める部分、同表六十歳以上六十五歳未満の項中「一九、一六七円」を「一九、三八五円」に改める部分及び同表六十五歳以上七十歳未満の項中「一五、〇〇一元」を「一五、九九一元」に改める部分に限る。）による改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の規定は、平成二十七年四月一日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

（職員業務課福利厚生室）

福島県告示第四百五十号

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る介護補償の金額を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成二十七年六月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄
県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の一部を改正する規程

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程（平成八年福島県告示第五百二十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「一〇四、二九〇円」を「一〇四、五七〇円」に、「五六、六〇〇円」を「五六、七九〇円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五二、一五〇円」を「五二、二九〇円」に、「二八、三〇〇円」を「二八、四〇〇円」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の規定は、平成二十七年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

（職員業務課福利厚生室）

福島県告示第四百五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年六月十九日から同年十月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年六月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン福島店 福島県福島市南矢野目字西荒田五十番地十七ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）別紙書面のとおり

（変更後）別紙書面のとおり

三 変更した年月日

別紙書面のとおり

四 届出年月日

平成二十七年六月三日

五 届出をした者

イオンリテール株式会社

（「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年六月十九日から同年十月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び西郷村商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年六月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン西郷ショッピングセンター 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字岩下十一番地ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）別紙書面のとおり

（変更後）別紙書面のとおり

三 変更した年月日

別紙書面のとおり

四 届出年月日

平成二十七年六月三日

五 届出をした者

イオンリテール株式会社

（「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、会津大川土地改良区から平成二十七年六月一日付けで申請のあった定款の変更について、同月十一日認可した。

平成二十七年六月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

福島県告示第四百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年六月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
耶麻郡北塩原村(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び北塩原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百五十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
郡山市安積町成田字西島坂二の一・三の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、湖南町舟津字舟附五七〇四の一、字中ノ沢五一四一、五一六五の一、湖南町福良字立石三八六二の一
- 二 保安林として指定された目的
干害の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十七年六月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
宇津味友衛 小林伊惣八 小林安次郎 小林喬信 小林東衛 渡部禎介 宇津味清輝 小林一衛 宇津味清太 小林三郎
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(平成二十七年福島県告示第三百九十一号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第四百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十七年六月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
佐藤傳一
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(平成二十七年農林水産省告示第八百九十八号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第四百五十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十七年六月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
矢内忠次郎 松本弥兵衛

- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(平成二十七年農林水産省告示第八百九十七号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第四百五十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十七年六月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
永山榮一
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(平成二十七年農林水産省告示第八百九十六号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第四百六十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県東北建設事務所で平成二十七年六月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)
県道原町 二本松線	二本松市蓬田二三九番 一地先から 同 市石畑四一番一 地先まで	変更前	A 一一・〇〇	変更後	A 一一・〇〇
		変更後	A 一八・〇〇	変更後	二九五・〇〇

福島県告示第四百六十一号

海岸保全区域として指定する件(昭和六十年福島県告示第八百十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月十九日

福島県知事 内堀雅雄

表三三新地海岸木崎地区海岸の項区域の欄を次のように改める。

一 基点及び補助点の位置(公共座標第IX座標系)

基点1	X二〇九八三・七五〇	Y九六四四一・五四五の点
基点2	X二〇七四九・〇二八	Y九六五〇九・三三四の点
基点3	X二〇七二七・一〇八	Y九六五〇二・一八二の点
基点4	X二〇六七九・四七四	Y九六四八四・八四一の点
基点5	X二〇五八一・一三二	Y九六四八四・六〇七の点
基点6	X二〇五六四・九二二	Y九六四六九・五九三の点
基点7	X二〇五五四・七九一	Y九六四三一・三七一の点
基点8	X二〇四五八・八八五	Y九六四四二・八一四の点
基点9	X二〇四六三・〇四四	Y九六四八〇・二五六の点
基点10	X二〇四四五・九七一	Y九六五一九・二八九の点
基点11	X二〇三九一・七三五	Y九六五六三・一九二の点
基点12	X二〇三二四・八三四	Y九六五九〇・四四七の点
基点13	X二〇二九九・六四三	Y九六六〇五・〇〇八の点
基点14	X二〇一九〇・三六三	Y九六六一三・五二六の点
基点15	X二〇九八四・五四六	Y九六六六五・四七八の点
基点16	X二〇九八四・〇一九	Y九六六六一・五一七の点
基点17	X二〇九七八三・九九九	Y九六六六九・一九三の点
補助点1	X二〇五一五・九一五	Y九六四三六・〇一〇の点
補助点2	X二〇四九六・七〇一	Y九六四三八・三〇二の点
補助点3	X二〇九七八九・七〇五	Y九六七二・三三三の点
補助点4	X二〇九七〇〇・六三三	Y九六九二五・一五八の点
補助点5	X二〇四〇七・一一三	Y九六八二五・八六八の点
補助点6	X二〇五四五・〇六五	Y九六七四二・四七三の点
補助点7	X二〇五八六・四四二	Y九六七一七・四五九の点
補助点8	X二〇六六六・四六八	Y九六六六九・〇八二の点

B
六〇・〇
八・〇〇

三〇二・七

(道路計画課)

補助点9 X二二一〇二・六二八 Y九六六〇五・五四九の点
 補助点10 X二二一〇二・〇九四 Y九六五六〇・一二七の点
 補助点11 X二二一〇九九二・六〇〇 Y九六四七八・六七四の点

二 区域

木崎地区海岸基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、
 補助点1、補助点7、補助点8、補助点9、補助点10及び補助点11を順次直線
 で結んだ線並びに補助点11と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域並び
 に基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、基点15、基点
 16、基点17、補助点3、補助点4、補助点5、補助点6及び補助点2を順次直
 線で結んだ線並びに補助点2と基点8を直線で結んだ線により囲まれた区域
 (保安林を除く。)

(河川計画課)

福島県告示第四百六十二号

海岸保全区域として指定する件(昭和三十三年福島県告示第二百三十六号)の一部を
 次のように改正する。

平成二十七年六月十九日

福島県知事 内堀雅雄

表28相馬海岸蒲庭地区海岸の項区域の欄を次のように改める。

一 基点及び補助点の位置(公共座標第IX座標系)

基点1 X一九四九八六・三五八 Y一〇三二八七・八七六の点
 基点2 X一九四九八一・四一五 Y一〇三二八八・二九八の点
 基点3 X一九四九八一・二〇九 Y一〇三二八八・五一一の点
 基点4 X一九四八八六・八六八 Y一〇三二九一・八五九の点
 基点5 X一九四八八九・九八三 Y一〇三二〇〇・七八〇の点
 基点6 X一九四八七七・三三二 Y一〇三二〇四・〇〇五の点
 基点7 X一九四八四六・二二五 Y一〇三二二五・一五四の点
 基点8 X一九四八二五・五三七 Y一〇三二四三・三四四の点
 基点9 X一九四七九六・三七三 Y一〇三二六八・八三〇の点
 基点10 X一九四七九一・七五五 Y一〇三二六七・七八四の点
 基点11 X一九四七八四・一七二 Y一〇三二八二・六六一の点
 基点12 X一九四七八四・〇九七 Y一〇三二九四・五八八の点
 基点13 X一九四七八二・一六二 Y一〇三二九七・三〇五の点
 基点14 X一九四七六〇・〇六三 Y一〇三三三九・〇四〇の点
 基点15 X一九四七六二・一七六 Y一〇三三六三・一八九の点
 基点16 X一九四七五五・三三九 Y一〇三三九七・二九四の点
 基点17 X一九四七五四・九〇八 Y一〇三四八六・八四二の点

基点18 X一九四八〇七・一二〇 Y一〇三五〇六・〇三九の点
 補助点1 X一九四八五二・四五三 Y一〇三六一八・六七四の点
 補助点2 X一九四九三七・三二〇 Y一〇三四五九・九四五の点
 補助点3 X一九四九〇二・六一一 Y一〇三三八四・一四二の点
 補助点4 X一九五〇二八・八六七 Y一〇三二五七・二〇〇の点

二 区域

蒲庭地区海岸基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、
 基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、基点15、基点16、
 基点17、基点18、補助点1、補助点2、補助点3及び補助点4を順次直線で結
 んだ線並びに補助点4と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域(保安林
 を除く。)

表29相馬海岸古磯部地区海岸の項区域の欄を次のように改める。

一 基点及び補助点の位置(公共座標第IX座標系)

基点1 X一九六二四三・九八五 Y一〇二七七四・三九三の点
 基点2 X一九六二三一・一三一 Y一〇二七〇三・八一八の点
 基点3 X一九六一五七・三五五 Y一〇二六四七・二四八の点
 基点4 X一九五九四八・七四六 Y一〇二七〇五・一三三の点
 基点5 X一九五八二四・六五四 Y一〇二七四六・五一一の点
 基点6 X一九五七三一・〇九六 Y一〇二七八八・四七五の点
 基点7 X一九五六九六・八四五 Y一〇二八一〇・五二五の点
 補助点1 X一九五七三七・九九八 Y一〇二八九九・四三七の点
 補助点2 X一九六一〇・一六五一 Y一〇二八一五・六〇六の点
 補助点3 X一九六一〇七・五九六 Y一〇二九一四・二九五の点
 補助点4 X一九六一七一・三六三 Y一〇二九五四・一六〇の点
 補助点5 X一九六三三七・七二八 Y一〇二八七六・六五五の点
 補助点6 X一九六三四六・五一八 Y一〇二七八二・一三九の点

二 区域

古磯部地区海岸基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、
 補助点1、補助点2、補助点3、補助点4、補助点5及び補助点6を順次直線
 で結んだ線並びに補助点6と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域(保
 安林を除く。)

表31の項海岸名の欄及び区域の欄を次のように改める。

相馬海岸	一 基点及び補助点の位置(公共座標第IX座標系)
大浜地区海岸	基点1 X二〇一六一・五〇〇 Y一〇一四一三・二二五の点

基点21 の点	X一九八〇〇〇・七七八	Y一〇一六三八・〇二三
基点20 の点	X一九八〇七一・七三二	Y一〇一六三二・四四四
基点19 の点	X一九八一六五・八四五	Y一〇一六二五・〇四五
基点18 の点	X一九八五二八・六三三	Y一〇一五九〇・九八三
基点17 の点	X一九九一五五・〇六〇	Y一〇一五四九・六五二
基点16 の点	X一九九八三六・九九〇	Y一〇一五一・六九六
基点15 の点	X一九九八五三・六八九	Y一〇一五〇五・三六四
基点14 の点	X一九九九〇四・六八〇	Y一〇一五〇三・四二七
基点13 の点	X一九九九〇四・九三一	Y一〇一五〇七・四一八
基点12 の点	X二〇〇一〇二・九二七	Y一〇一四九一・七〇三
基点11 の点	X二〇〇二六六・一〇九	Y一〇一四九一・六六三
基点10 の点	X二〇〇二七六・一四七	Y一〇一四八一・一八七
基点9 の点	X二〇〇六〇六・五四七	Y一〇一四七五・一〇七
基点8 の点	X二〇〇六一六・四四四	Y一〇一四六九・四二四
基点7 の点	X二〇〇六三七・一一〇	Y一〇一四六九・〇四四
基点6 の点	X二〇〇八〇九・九八三	Y一〇一四六七・一八一
基点5 の点	X二〇一〇一七・二八五	Y一〇一四四三・三六五
基点4 の点	X二〇一〇三七・八七五	Y一〇一四四一・五四八
基点3 の点	X二〇一三三六・八七一	Y一〇一四二五・一六六
基点2 の点	X二〇一四〇七・八五二	Y一〇一四一五・三五六

基点40 の点	X一九六五〇七・〇五九	Y一〇二二八一・三一〇
基点39 の点	X一九六五七三・九九八	Y一〇二二五六・五六〇
基点38 の点	X一九六五八三・五二六	Y一〇二二九七・二〇一
基点37 の点	X一九六六三三・六一七	Y一〇二二九七・七四五
基点36 の点	X一九六六三〇・七八一	Y一〇二二二一・七一七
基点35 の点	X一九六六四四・四七四	Y一〇二〇六八・四九〇
基点34 の点	X一九六六六五・五三三	Y一〇二〇四三・二一五
基点33 の点	X一九六七一一・一七九	Y一〇一九九〇・〇五八
基点32 の点	X一九六八一六・二七五	Y一〇一九二四・六六七
基点31 の点	X一九六九九四・九四五	Y一〇一八六一・八二一
基点30 の点	X一九七〇二九・五六〇	Y一〇一八三六・八八〇
基点29 の点	X一九七一二〇・五四三	Y一〇一八〇七・二〇六
基点28 の点	X一九七三三三・〇八七	Y一〇一七五八・〇七四
基点27 の点	X一九七四一六・九六七	Y一〇一七四一・六六〇
基点26 の点	X一九七四二二・五六八	Y一〇一七四〇・六〇四
基点25 の点	X一九七四六七・二二九	Y一〇一七三三・一七三
基点24 の点	X一九七五七四・五七七	Y一〇一七一五・一三九
基点23 の点	X一九七七八九・九二二	Y一〇一六六六・六七〇
基点22 の点	X一九七八四二・九八五	Y一〇一六五六・四二九

基点41	X一九六五〇三・四六四	Y一〇二三〇〇・〇一九
の点		
基点42	X一九六四六九・四八四	Y一〇二三八九・二八八
の点		
基点43	X一九六四二三・四一九	Y一〇二三九六・七九九
の点		
基点44	X一九六三八九・七八三	Y一〇二四四二・八九〇
の点		
基点45	X一九六三五八・四一六	Y一〇二四三六・四五六
の点		
基点46	X一九六三四〇・六三九	Y一〇二四五六・三四〇
の点		
基点47	X一九六三三〇・九六七	Y一〇二四六七・一五六
の点		
基点48	X一九六三二一・四三〇	Y一〇二四七六・一八五
の点		
基点49	X一九六三〇二・〇九二	Y一〇二四九四・三一四
の点		
基点50	X一九六二八一・六九七	Y一〇二五一・八四七
の点		
基点51	X一九六二四三・五三三	Y一〇二五四八・八六七
の点		
基点52	X一九六二六一・六八三	Y一〇二六三六・九七四
の点		
補助点1	X一九六二八五・四一一	Y一〇二六二三・三三三
の点		
補助点2	X一九六三四五・〇七〇	Y一〇二六二九・五〇〇
の点		
補助点3	X一九六四二八・二〇五	Y一〇二五二四・一三三
の点		
補助点4	X一九六七二四・三四二	Y一〇二二八一・九五五
の点		
補助点5	X一九六七八四・〇四四	Y一〇二一九八・二五五
の点		
補助点6	X一九六九三七・八九〇	Y一〇二〇五五・七五五
の点		
補助点7	X一九七三五四・二九六	Y一〇一九一九・五三三
の点		
補助点8	X一九七四〇八・九四〇	Y一〇一八七三・四五五

補助点9	X一九八七四七・八二三	Y一〇二七二八・三三二
五の点		
補助点10	X一九九〇七二・六四四	Y一〇二七〇三・〇九
二の点		
補助点11	X一九九七四八・九九七	Y一〇二六二五・一五
八の点		
補助点12	X二〇〇九二二・〇九〇	Y一〇二六〇一・二二
八の点		
補助点13	X二〇一六七八・七九九	Y一〇二五七八・四五
二の点		
補助点14	X二〇一六一一・〇八二	Y一〇二四五九・九五
七の点		

二 区域
 大浜地区海岸基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、基点15、基点16、基点17、基点18、基点19、基点20、基点21、基点22、基点23、基点24、基点25、基点26、基点27、基点28、基点29、基点30、基点31、基点32、基点33、基点34、基点35、基点36、基点37、基点38、基点39、基点40、基点41、基点42、基点43、基点44、基点45、基点46、基点47、基点48、基点49、基点50、基点51、基点52、補助点1、補助点2、補助点3、補助点4、補助点5、補助点6、補助点7、補助点8、補助点9、補助点10、補助点11、補助点12、補助点13及び補助点14を順次直線で結んだ線並びに補助点14と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域(保安林を除く。)

(河川計画課)

公 告

公告第四百七十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十七年六月十九日

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月九日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 二 名称
NPO法人自然と人間との共生プロジェクト
- 三 代表者の氏名
木田 晃平
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市春日町十二番六号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、日本の豊かな自然環境を活用した自然体験教育事業や自然環境保全事業を通じて、青少年の健全育成、国民の豊かな余暇生活の構築及び自然環境の保全に寄与することを目的とする。

(文化振興課)